**「丸亀市国民健康保険運営協議会」委員を募集します！**

|  |  |
| --- | --- |
| 応募資格 | 令和7年6月1日現在で、次の要件をすべて満たす人  (1)本市国民健康保険の被保険者の資格を有する人  (2)満18歳以上72歳未満の人  ※市議会議員及び市職員並びに2つ以上の審議会等の委員に委嘱されている人は除きます。 |
| 募集人数 | 2人程度（総委員数は20人以内です。） |
| 任　　期 | 令和7年6月1日から令和10年5月31日まで（3年間） |
| 応募方法 | 応募用紙に必要事項と800字程度の小論文を記入し、市役所健康福祉部保険課までご提出ください。  ※応募用紙は、情報公開コーナー（市役所１階）、保険課（市役所１階）、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センター、各コミュニティセンターに設置しています。また、市ホームページからダウンロードして申請することができます。  ※応募用紙は、郵送、持参、ファックス、電子メールで受け付けます。 |
| 募集期間 | 令和7年4月1日（火）～4月18日（金）必着 |
| 選　　考 | 応募用紙の小論文や年代、性別などを選考委員会で総合的に審査して選考します。選考にあたっては次の評価項目に従い採点し、協議・決定します。  ・被保険者代表として取り組む意欲  ・国民健康保険事業運営に対する考え方や知識  ・経歴や活動実績  ・年代、性別、地域性 |
| 選考結果 | 選考過程の説明責任の観点から、原則、応募者の年代、性別を、応募者全員に通知するとともに市ホームページで公表しますので、公開を希望しない項目については応募用紙の該当欄にチェックを入れてください。なお、委員に選任された方の氏名は、市ホームページで公表する委員名簿や議事録に掲載します。 |
| そ の 他 | (1)会議は原則公開し、内容は公表します。  (2)委員には、本市の規定に基づいて報酬をお支払いします。  (3)会議は、年2～4回程度で、原則として平日の市役所開庁時に開催します。 |

【問い合わせ・提出先】

〒763-8501　丸亀市大手町二丁目4番21号　丸亀市健康福祉部保険課

電話：0877-24-8842　 FAX：0877-24-8832　E-mail:hoken-k@city.marugame.lg.jp